

支援金詳細

いわき市交通事業者車両維持支援金

原油価格の高騰に伴う事業経費の増加や、コロナ禍等による事業の縮小、高齢化に伴う運転手不足の深刻化などの経営状況に置かれながらも、公共交通の維持に取り組む公共交通事業者を支援するため、支援金を補助します。

地域	福島県いわき市
支援の種類	給付型（ 1 ）
利用目的	事業継承
対象	次のいずれかに該当する者。 ・道路運送法第4条の規定により、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けているバス事業者で、市内に本社若しくは営業所を有し、かつ、市内を走行する路線バス又は高速バスを運行している事業者 ・道路運送法第4条の規定により、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けているバス事業者で、市内に本社若しくは営業所を有する事業者 ・道路運送法第4条の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業の許可(福祉輸送事業限定許可を含む)を受けているタクシー事業者等で、市内に本社若しくは営業所を有する事業者
公募期間	～
上限金額・助成金	乗合バス：1台あたり10万円、貸切バス：1台あたり5万円、タクシー（福祉限定車両を含む）：1台あたり2万5千円
給付要件	交付対象車両：対象事業者が市内において一般旅客自動車運送事業を実施するために使用する車両で、自動車検査証における「使用の本拠の位置」がいわき市内の住所である車両
その他	
問合せ先	都市建設部 公共交通課 電話：0246-22-1120
URL	https://www.city.iwaki.lg.jp//www/contents/1662687888477/index.html